

長野県薬局機能情報提供制度実施要領

(平成 20 年 3 月 10 日付け 19 薬第 746 号)

(最終改正：令和 5 年 12 月 14 日付け 5 薬第 499 号)

1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 の規定により、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、薬局開設者の報告方法、県の公表方法等を定めることを目的とする。

2 情報の取扱い

- (1) 薬局開設者は、薬局機能情報を知事に報告し、知事は、原則として、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。
- (2) 薬局開設者は、正確かつ適切な薬局機能情報を報告するとともに、薬剤師等は、薬局において、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めることとする。

3 薬局機能情報の報告

(1) 定期報告

薬局開設者は、毎年知事が別途定める期日までに、その前年の 12 月 31 日時点における薬局機能情報を、次のいずれかにより、知事あて報告するものとする。なお、薬局は可能な限り速やかにオンライン化による手続に移行できるよう努めるものとする。

ア インターネット上から厚生労働省が整備する医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）にアクセスし、情報を入力

イ 管轄の保健福祉事務所若しくは保健所に薬局機能情報報告書及び調査票（薬局）（様式第 1 号）を提出

(2) 変更報告

薬局開設者は、薬局機能情報のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「規則」という。）別表第 1 の第 1 の項第 1 号に掲げる基本情報及び第 1 の項第 3 号に掲げる薬局サービス等のうち薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）に変更（誤記等の修正を含む。以下同じ。）が生じたときは、速やかに次のいずれかにより、知事あて報告するものとする。

なお、当該報告は、法第 10 条の規定による開設許可等の事項の変更の届出とは別に行うものとする。

ア インターネット上から G-MIS にアクセスし、情報を入力

イ 管轄の保健福祉事務所若しくは保健所に薬局機能情報変更報告書（様式第 2 号）を提出

(3) 新規開設許可時の報告

薬局開設者は、法第 4 条第 1 項の規定に基づく薬局の許可を新たに受けた場合は、許可後速やかに当該薬局の薬局機能情報を、次のいずれかにより、知事あて報告することとする。

ア インターネット上から G-MIS にアクセスし、情報を入力

イ 管轄の保健福祉事務所若しくは保健所に薬局機能情報報告書及び調査票（薬局）（様式第 1 号）を提出

(4) 基本情報等以外の変更報告

薬局開設者は、薬局機能情報のうち、基本情報等以外の事項に変更があった場合には、定期報

告により報告することのほか、可能な限り速やかな時期に、次のいずれかにより、知事あて変更の報告を行うこととする。

ア インターネット上からG-MISにアクセスし、情報を入力

イ 管轄の保健福祉事務所若しくは保健所に薬局機能情報変更報告書（様式第3号）を提出

4 薬局機能情報の公表

(1) 県による公表

県は、3により報告された薬局機能情報を、厚生労働省が整備する薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システムにより公表することとする。

(2) 薬局開設者による公表

薬局開設者は、報告した薬局機能情報を、当該薬局において書面の閲覧又は電磁的方法により提供することとする。